



遠距離通学と不登校の関係

和歌山県内でも、人口減少の影響や行財政改革の一環などで、過疎地域を中心に小中学校の統廃合が進んでいます。また県立高校の一部でも再編の動きがみられるようになってきました。そんななか、通学していた学校が統廃合の対象になり、突然遠くの学校に通学するようになった児童・生徒のなかに、新しい学校になかなかなじみず不登校に陥ってしまうケースがある、という指摘も。実態を探りました。

突然の遠距離通学が不登校の原因になる可能性？

- ◆ 起床時間の変化、睡眠の短時間化など生活習慣が大きく変わる
- ◆ スクールバス等の時刻に生活習慣が左右される
バスの時刻やルートが決まっているため、放課後の友人つきあいや課外活動に制約
適応指導教室などの利用にも制約が出て、さらに学校になじみづらくなる悪循環も
学童保育等の利用が困難になり、保護者の就業機会にも影響が出ることもある
- ◆ 高校生を対象とした調査で「1時間以上の通学が学校生活に影響する」ことが示唆
→ 小中学生でも同様の傾向がある可能性

- ◆ 学校の統廃合はあくまで「大人の事情」。子どもに責任がある話ではない
→ 学校の統廃合の意義も踏まえながらも慎重な議論が必要になるのではないかと

★調査報告書はこちらからダウンロードできます
<https://fields.canpan.info/report/detail/30576>

遠距離通学が苦痛？

かつらぎ町を拠点にひきこもり等の方の支援に取り組む「NPO 法人よりみち」。活動のなかで、不登校の児童・生徒の保護者から「学校の統廃合で遠距離通学を始めた頃から子どもが学校になじまなくなってきたように感じる」という声を聞いたそうです。「全校児童・生徒が友人」というような小規模校から急に大規模校に移ったことで、友人関係の構築が難しくなる、ということであれば比較的想像しやすいかと思われまます。しかし、遠距離通学が直接の原因で学校になじまなくなるとは、スタックのみなさんをはじめは半信半疑だったとい

います。統廃合などにより遠くの学校に通学することになった児童・生徒に対してはスクールバスや自治体のコミュニティバスなどの利用により、通学の負担を軽減させる施策がとられるのが一般的です。ところがこうしたバス等は運行時刻やルートが決まっているため、課外活動への参加に制限が出るケースや、学校になじみにくい児童・生徒のために教育委員会が開設している「適応指導教室」の利用が難しいケースがありうるということがわかってきました。

事例は存在する

調査は和歌山県内のNPO・ボランティア団体と、県外の不登校支援団体に対しておこなわれました。大人もしくは支援者目線による調査のため、児童や生徒の声を直接反映したものではないかもしれませんが、遠距離通学が要因のひとつと考えられる不登校児童・生徒は県内外に存在していることがわかりました。年齢層は小学生から高校生まで幅広くみられます。

遠距離通学が及ぼした影響としては、「人間関係の悪化」、「課外活動の制約」、「心身の不調」など。また保護者の負担の増加を挙げ

る声もありました。遠距離通学の実態を聞いた項目では、バスで1時間以上かけて通学している事例が複数、また通学に利用していた路線バスが廃止されてしまったというケースもありました。和歌山県外では通学に2時間以上かかるケースのほか、スクールバスのダイヤの関係で放課後の学童保育の利用が困難で、保護者が就労できないという事例もみられました。

支援先も少ない
学校の統廃合がおこなわれるのは人口が少な

急な環境変化がストレスに？

児童・生徒の遠距離通学自体は古くからみられました。和歌山市周辺の自治体でも1時間程度徒歩で通学する小学生、自転車や1時間程度かけて通学する中学生や高校生は少なくありません。また、通学圏を意識して就学前に転居する家族も多

いと思われまます。一方で、今回特に問題となっているのは、通学していた小中学校の統廃合により、期せずして遠くの学校に通うことを余儀なくされた児童・生徒です。遠距離通学が学生生活に与えるストレスについては、片道1時間

以上かけて通学している高校生の約3割が学校生活に対して、非常に、もしくはやや影響を感じていると回答したという調査があり、小中学生でも一定の割合で長時間通学がストレスにつながっている可能性が示唆されています。そのうえで学校環境の急激な変化によるストレスが加わると、子どもが抱えるストレスはより大きくなる可能性があります。

誰のための統廃合か
学校の統廃合は、学校運営の効率化などの行財政改革の一環である一方、多くの児童・生徒と触れ合う環境をつくることによる教育効果を期待する声もあり、それ自体は否定されるものではありません。しかし、学校の統廃合は「大人の都合」であり、子どもに責任がある話ではありません。その意味において慎重な議論が求められます。

また、学校になじむことが難しい児童・生徒を支援する体制をどうするかも課題です。こども家庭庁では家庭や学校とは異なる「こどもの居場所」を行政と民間が連携して整備することを呼びかけているほか、このような子ども向けの「第3の居場所」があることで利用者の自尊心が高まるなどの好影響が及ぶことが示唆されたとする調査も出てきています。

人口が少ない地域ではこのような居場所の選択肢が少ないことは先述の通りです。教育委員会が設置する適応指導教室、民間のフリースクールや不登校児童・生徒の居場所など、様々な主体が子どもを見守る体制づくりがますます重要になると思われまます。



みなさんの「地域を元気にする」活動を応援します！
和歌山県 NPO サポートセンターをご利用ください
和歌山ビッグ愛9階にある和歌山県 NPO サポートセンターは、県民のみなさまの公益的な活動を総合的に応援する施設です。ご利用をお待ちしています！



◀カラー印刷機
ポスタープリンタ▶

どちらも利用団体登録が必要です。なお、公益性のある取り組みに関する印刷に限らせていただいております。



ご利用いただける団体

和歌山県内で NPO 法人、NPO・ボランティア団体、公益社団・公益財団法人、一般社団・財団法人などの組織形態で、公益性のある活動をおこなっている団体。
※ ご相談や情報収集は個人・企業の方でもご利用いただけます。

ご相談

- ▶ NPO 法人の設立・運営（定款変更や事業報告、役員変更等）にまつわる実務
 - ▶ NPO・ボランティア団体の運営実務
 - ▶ 企業の社会貢献活動等のパートナーとしての NPO 法人等のマッチングなど
- ※ ご相談は、窓口・メール・オンライン等で承っています。来所の場合はご予約ください。

情報収集・発信

- ▶ NPO・ボランティア団体のイベント情報の収集と発信
- ▶ 助成金をはじめとした各種支援情報の収集と発信
- ▶ 法律で定められた NPO 法人の情報公開資料（事業報告書等）の閲覧・縦覧
- ▶ NPO 等に関する書籍貸し出し等

各種事務機器

カラー印刷機、ポスタープリンタなどをご利用いただけます（一部機器を除き、実費負担が必要です）。

会議室

会議室を無料でご利用いただけます。
※ 会議室は和歌山県ジェンダー平等推進センター「りいぶる」、和歌山県青少年活動センターとの共用で、申込み受付と管理はジェンダー平等推進センターが担当しています。

情報ブログ・メールマガジン

当センターに届いたイベント情報や助成金等の活動支援情報はブログ（随時更新）、メールマガジン（毎月2回配信）で発信しています。



イベント情報



助成金等情報

メルマガ配信登録はこちらから



和歌山県 NPO サポートセンター

和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛9階
受付時間 9:00 ~ 20:50（日曜は 17:30） 休館日：月曜・祝祭日・年末年始
TEL 073-435-5424 FAX 073-435-5425
E-mail info@wakayama-npo.jp
わかやま NPO 広場 <https://www.wakayama-npo.jp/>